

平成27年度第2回地域自立支援協議会議事録

いわき市保健福祉部

いわき市地域自立支援協議会議事録

会議名	平成27年度 第2回 いわき市地域自立支援協議会		
日時	平成27年10月1日(木) 14:00～16:30	場所	いわき市文化センター1階 大講義室
出席者	【項目】	【氏名】	【所属・職名】
	学識経験者	山本 佳子	いわき明星大学教養学部地域教養学科 教授【副会長】
出席者	障がい者福祉団体	吉江 路子	いわき市盲人福祉協会
		森田 千鶴子	いわき市手をつなぐ育成会
		古館 信義	いわき市身体障害者福祉協会会長
		石井 静子	いわき聴力障害者会副会長
		豊田 正勝	いわき市腎臓病患者友の会
	障がい者福祉施設等	鈴木 繁生	いわき地区障がい者福祉連絡協議会
		新妻 登	社会福祉法人いわき福音協会理事【会長】
		松崎 有一	社会福祉法人誠心会理事長
		草野 滋章	社会福祉法人希望の杜福祉会常務理事
	障がい者関係機関等	齋藤 秀美	福島県立いわき養護学校長
		石澤 義夫	平公共職業安定所所長
		星 美枝子	いわき障害者就業・生活支援センター センター長
		佐藤 裕之	社会福祉法人社会福祉協議会生活支援課長
	市民代表	石井 キヌ	いわき市ボランティア連絡協議会
	いわき市役所	事務局	
			いわき市こども家庭課（課長）
			いわき市保健所地域保健課（精神保健係長）
			いわき市障がい福祉課（課長、主幹、事業係）
相談支援事業所等		事務局	特定非営利活動法人 そよ風ネットいわき
			いわき市障害者生活介護センター
			相談支援事業所 ふくいん
			スペースけやき
			地域生活相談室 せんとらる
			いわき地域療育センター
		ライフサポートセンター「ゆう・ゆう」	
		相談支援事業所 えーる	
欠席者	学識経験者	関 晴朗	国立病院機構いわき病院院長
		田子 久夫	磐城済世会舞子浜病院名誉院長
	障がい者福祉団体等	根本 徳一	いわき市精神障害者家族会 ふれあい会会長

	<p>障がい者福祉施設等 古川 敬 社会福祉法人育成会理事 障がい者関係機関等 瀬戸 良英 福島県立平養護学校校長</p>
配布資料	<p>平成27年度第2回地域自立支援協議会次第 平成27年度第2回地域自立支援協議会資料 資料1 運営会議における平成27年度の取り組みについて 専門部会における平成27年度の取り組みについて 資料2 障害福祉計画の進捗状況について 資料3 障害福祉サービス事業所等における事業計画等について 資料4 基幹相談支援センター設置に伴い検討を要する事項について 資料5 平成27年度市地域自立支援協議会における課題への提案について 資料6 厚生労働省令の改正等に伴う条例の改正（平成27年4月1日施行）について （参考資料）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いわき市地域自立支援協議会設置要綱 ・委員名簿

○ 平成27年度第2回地域自立支援協議会

I 開会

II 会長あいさつ

III 議事

議長 それでは始めさせていただきたいと思います。今日は報告事項と2番目の協議事項に分かれております。報告事項が(1)から(4)までということで、資料に基づいて進めていきたいのでよろしくお願ひします。それでは(1)運営会議における平成27年度の取り組みについて、事務局から説明お願ひします。

運営 会議 自立支援協議会運営会議についてご報告申し上げます。運営会議につきましては毎月1回開催されております。内容につきましては、いわき市における障がい児者の相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう7事業所と連絡・調整を図りながら、部会の抱える問題、課題の検討を行い、相談支援事業の強化を図るという目的で毎月開催されております。また、今年度は「発達障がい者の支援体制のあり方検討」、「基幹相談支援センターの検討」、「障害者差別解消法に関する検討」について、課題の検討や今後の取組み方法について検討することとしています。今まで6回開催されております。第1回目が4月24日に開催されまして、今年度の運営会議の進め方の確認、今年度の各専門部会等の構成及び検討課題の確認を行っております。第2回が5月15日に開催されまして、基幹相談支援センターの検討の1回目を実施しております。第3回が6月12日に実施され、発達障がい者支援事例検討会をメインテーマとして開催しました。第4回が7月10日に行われ、基幹相談支援センターの検討2回目を実施しております。特にセンター設置に係る諸課題について話し合いが行われております。5回目が8月7日にあり、発達障がい者支援事例検討会の2回目が行われております。6回目が9月11日、平成28年1月に施行されます障害者差別解消法に関する検討という形で、解消法の概要、講演会により出された課題について話し合いを行っております。毎月以上のような形です。その他といたしまして、平成27年9月2日「障害者差別解消法施行に向けて」～社会的排除と差別を考える～と題

して、講演会を開催しております。講師として全国権利擁護支援ネットワーク代表佐藤彰一先生にお願いしまして、100名程度が参加しております。もうひとつは「発達障がい者支援スキルアップ研修会」の開催ですが、目的としては発達障がいの相談業務や生活・就労支援等を行う上で必要な基本的なスキルを学ぶため、相談支援専門員や障がい者福祉サービス等支援員を対象とした研修会を今後開催する予定です。講師といたしましては、社会福祉法人横浜やまびこの里理事の小林信篤氏に決定しております。開催日時につきましては、流動的で今年度中11月か1月に開催という形で、今後周知していく考えであります。以上が運営会議の報告となります。

議 長

ありがとうございました。各部会の報告が終わってから、質疑応答としますので、地域移行支援部会をお願いします。

地域 移行

地域移行支援部会では、障がいの地域移行に関する課題検討ということと、保証制度、グループホームに関する課題の検討の3つを出しまして、検討中です。障がいの地域移行に関する検討は、主に長期入院者・精神科病院に入院されている方を地域に移行するためにということで話をしまして、病院での退院に対する取り組みとかそういったものを教えて頂いたりしています。いわき市は、大きな精神科病院が7つありますが、病院によって地域移行にすごく積極的なところとそうでないところとで結構温度差がありまして、部会をやっても参加して頂けるところというのは毎回一緒に、参加して頂けないところもありまして、それは病院の方針などもありますのでなかなか7つの病院が一斉に集まって頂くということがないのが現状です。今後、参加して頂けないところにも声をかけて積極的に地域移行について、病院の方々とも意見交換していけたらと考えています。保証制度については、いわき市において、公的・民間も含めて保証制度がないということで、地域移行するうえですごく保証人の問題が大きくなっています。そこをどう対応するかということで、この話は、長年話されてきましたが、なかなか解決しないということで、部会の方でなるべく解決に向けてどんなことをやっていけば良いか、話し合いをしており、今、全国的には、秋田や会津の方で、先進的なことをやっているところがありますので、情報を収集して、良いところ、悪いところがありますので、お金がちょっと高い、保証制度をやろう

とすると保証人を受けられない人が出てくるなど、そうした問題点もありますので、今後、いわき市でこういったものやっ
ていけるのか、そうしたことを含めて検討のうえ、まとめた後、
全体会議の方にこういったことをやりたいなど提案できれば良
いと考えています。グループホームに関しては、今年度中に、
一度、世話人さんの勉強会を開催してスキルアップを図りたい
と考えております。以上です。移行先のグループホームがない、
そして楽しい生活をしたければとも保証人に誰もなってくれな
いというような、全て課題が一緒になっているような感じです
ので、3つ同時に行うというのも難しいと思うので、まずは精
神科の方に集まっていたいて課題を出して、課題を整理して、
グループホームの保証人制度というふうに検討していきたいと
思っています。世話人研修は昨年行ったように、今年度も引き
続き実施したいと思えます。

議 長
地域 生活

ご苦労様でした。地域生活支援部会お願いします。
地域生活支援部会の報告をさせていただきます。協議事項と
しまして、1 今年度の取り組み（1）短期入所に係る課題の検
討について、（2）ヘルパー事業所の人材不足に関する検討につ
いて、（3）地域生活支援拠点等に関する検討についてとなっ
ております。次に検討経過を報告させていただきます。1 短期入
所の受け入れに係る対応案について、部会の中で市内の短期入
所事業所に対し実施した受け入れ等に関わるアンケート結果を
報告させていただきました。それらをもとに事務局において具
体的な対応案を作成し、協議を行いました。案の1として、事
業所の空き状況等の一覧の作成について、具体的に掲載する項
目の検討が必要、リアルタイムな情報の更新作業を誰が行うか、
市長寿介護課において市ホームページで案内している空床情報
を参考にしてはどうかなどの意見がありました。案の2として、
ベッド数を増やすことについて、新たな資源（通所事業所併設
型）等の検討を行いました。案の3として、緊急時の受け入れ
について、八王子市で地域生活支援事業の中に障害者認定短期
入所事業がありまして、障害支援区分の認定を受けていなく
ても、手帳を保持していれば利用可能というものです。案の2、
3については実際のニーズ調査、ニーズ把握をする必要がある
との意見が挙がりました。2として、地域生活支援拠点等の整
備についてということで、国において、障がい者の重度化、高

齢化、親なき後を見据え、地域における障がい者の生活支援のために求められている機能を集約した拠点等の整備の方向性が定められ、概要等について確認をした。平成 29 年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも 1 か所整備することとされ、第 4 期市障害者福祉計画に位置づけがなされています。今年度中に国においてモデル事業（10 か所程度選定）を実施することとしています。今後、国によりフィードバックされる予定であるモデル事業の状況等を参考に検討を進めていくこととしました。3 その他としまして、部会において検討経過の 1 の（案の 1）の短期入所に係る空き状況等を広く周知するための掲載手法及び掲載内容を具体化し、全体会議等で提示させていただく考えです。昨年度より実施してきた、短期入所の検討については、ある程度の方向性が見えてきたことから、一旦終了することとします。次回以降については、「ヘルパー不足について」を具体的に検討していくこととしました。報告は以上となります。

議 長
児童 療育

ご苦労様でした。児童・療育支援部会お願いします。

児童・療育支援部会の今年度の取り組みといたしまして、協議事項 1 から 5 まであります。現在、2 番と 3 番が切り離して考えられないところもありますので、進捗状況としては 2 番と 3 番を合わせて検討を行っているような状況です。検討経過としまして、1 番サポートブックの活用についての支援体制の整備について、いわき市の障がい児保育研修会や県の特別支援学校のセンター機能の活用、ここでサポートブックを周知していただくようになりました。チラシの作成ですが、作成が終わりました、サポートブックの今年度発行が 400 部になりますので、印刷が終わり次第、配布する予定になっております。配布先は、今年度は市内の小学校全部と公立、私立の幼稚園、保育園全部に配布する予定です。各 1 部ずつになりますのでどうしても 400 部ですと欲しい人も使えなかったり、なかなか部数が足りないということでいわき市さんの方に今後増刷を検討していただくようになっております。2 サポートブックの啓蒙アンケート報告ですが、各機関で行っていますが、まだまだ周知されていないような状況ですので、今後順次取り組んでいきたいと思えます。3 通所デイサービスの不足について、これは毎年課題として挙がっていますが、通所支援事業、小学生以上は放課後等デイサービス、未就学児に対しましては、児童発達支援事業、ど

うしても事業数が限られていますので、なかなか早期発見、早期療育といったところを謳っておりますが、実際に早期発見されても受け入れ先がないということで、現在、そのあたりの慢性化されている課題をどう対処していくか等を検討しております。放課後等デイサービスに関しましては、特別支援学校や特別支援学級に通っているお子さんが長期休暇の受け入れ先がないということで、これも併せてどのような方向があるのか、現在検討中です。ここには記載がないのですが、重心プロジェクトの方でNICU、医療機関から退院した時にどのような形でスムーズに在宅でケアが受けられるのかというような課題を設けておまして、その中で支援シート、情報共有シート、病院からの情報などをもとにヘルパー事業所の方が情報を共有できる方法はないかということで検討中であります。以上になります。

議長
就労支援

ありがとうございました。就労支援部会お願いします。
就労支援部会における今年度の協議事項は、定着支援のあり方について、就労継続支援B型新規利用者の支給決定について、その他となっております。定着支援のあり方につきましては、併せて企業と福祉との相互理解に向けて取り組むということで、障がい者雇用の拡大に向けて、部会の取り組みとして、どういったことができるかと協議しております。1点目が事例集ということで障がい者雇用に向けた企業者向けに事例集を作っていくかということで、こちらにつきましては、書式等ができ、メンバー方で障がい者雇用の定着支援に向けた支援等々についての事例を集めていくこととなっております。併せて障がい者雇用に向けてハローワークさん、職親会さん、商工労政課さん等々と今後話し合いを設けまして、就労支援部会として、障がい者雇用に向けてどういったところができるのかというところを整理していく予定となっております。2番目、就労継続支援B型新規利用者の支給決定について、こちらにつきましては、今年度より正式に行っている状況でございますが、各方面から問題点が指摘されてきております。当初、第3回、第4回あたりにそれについての問題点を整理していく予定であったのですが、養護学校さん、移行支援事業所、計画相談支援事業所等々から課題が挙がってきておまして、こちらにつきましては、今月に事務局で再度問題点につきまして、整理のうえ協議して

いくこととなっております。3番目のその他につきまして、下部組織であります就労継続支援B型事業所連絡協議会におきまして、サービス管理責任者及び支援員等の資質向上を含めた、フォローアップ研修を予定しております。また、事例検討会を毎回開催しております。最後ですけれども、富岡養護学校さんから依頼がありまして、当部会に参加できないかということで話がありまして、今年度につきましては、オブザーバーとして参加することとなりました。以上で就労支援部会の中間報告とさせていただきます。

議長 はい、ありがとうございます。それぞれ専門部会、それからそれを取りまとめている運営会議の方から報告がありました。質疑等々の時間を若干取りたいと思いますので、よろしく願います。

委員 6月に行われた本協議会の時に各部会に対して、問題をどのようにしていくのか、意見もいろいろ混ぜてご提案させていただいた経緯がありますが、どのように織り込んでいるのか、その辺をお聞かせ願いたいということ。それから、福島県の住居支援協議会が来年から始まります。福島県不動産協会で行うことになっていますが、これは是非いわき市でも取り組んでもらいたいと考えております。さらに、地域生活支援部会で短期入所のアンケートを取られたようですが、これは短期入所事業所にアンケートを取ってきた経緯があります。そうすると短期入所事業所は、受入れ状況を報告するだけで、ニーズがどれだけあるかはちょっとわからないだろうというふうに思います。だからこの辺もニーズ調査のアンケートのあり方の検討をする余地があるのではないかと考えております。それから、児童・療育支援部会ですが、例えば、児童デイが不足している、これからアンケートを取られるようですが、その方法を教えてください。就労支援部会の方で、障がいの特性について理解が進んでいないので、周知をするというのがありますが、これは障がい者計画の中でも広報ということがかなり出てきている部分がありますが、この実態を教えてください。以上です。

議長 ○○委員の方から6月のときに各部会に提案があったかと思いますが、各部会で短いコメントで構わないのですが、思い出しながらのところもあるかと思いますが、各部会で回答をお願いします。それは最後にしますので、各部会の委員の方、思い

出しながらどのように取り組んだか、教えてください。その前に福島県の方で、福島市と郡山市で先程の補助金の問題、いわき市でもできないかという話があったかと思いますが、これは地域移行支援部会では、どのくらいまで話が進んでいますか。

地域 移行

福島県居住支援協議会については、新聞に出たので、こちらの部会としても良いものが出たということで、居住支援協議会の担当の方にお話を聞きました。実際問題、居住支援協議会がすべてをやるという訳ではなく、居住支援協議会と各地域にある、例えばNPO法人などが連携してやっていくというイメージらしく、居住支援協議会がすべてやるわけでもなく、いわき市がやるわけでもないというか、各地域で、残念ながらいわき市にはメインとなるNPOがないのですが、郡山や福島、その辺に関しては支援協議会と一緒にやってくれるNPO法人があるみたいなので、そこと共同してやっていくという形です。いわき市の場合は、今のところそういったものがないというのが現状で、また話が振り出しにもどってしまったという状況です。

議 長

専門部会もちろんそうですが、その辺りをできれば運営会議の方でもう少し整理するなりして、こういう形になれば、いわき市の地域資源を使ってできるのではないかという原案をぜひ全体会議に出していただけるように努めていただければありがたいなと思います。

委 員

これは7月23日の福島民報の新聞に大きく載っていましたが、この協議会は県や市町村、建設、不動産関連団体などが構成員となって県居住支援協議会をつくるみたいですね。どこが中心になるのか、いわき市さんが中心となって動いてもらうのが1番いいのか、その辺はよく協議していただければと思います。福島県でも大きく報道されているので当然いわき市でもできるのではないかなと思います。すでに情報としては、議長がおっしゃったように、福島市と郡山市ではすでに取り組む方針になっているので、これはぜひいわき市でも取り組んでもらいたいということです。以上です。

議 長

事務局の方からそのことについて何か検討したとか、その他、市のほうで何かありますか。

事 務 局

今、〇〇委員から出された意見の中で、各部会の日程と保証人制度についての意見ですが、保証人制度そのものが過去数年来課題となって各部会で協議頂いているものです。保証人制度

について、事務局側でもいろいろ制度を調べていきますと、賃貸するのに保証人がいないから保証人になるという制度ですが、保証人になる場合は、単純にこの人の保証をします、ということについては、例えば家賃が未納だった場合ですとか、或はその方が、言葉は悪いですが、夜逃げして、それまでの間に家の中がすごい状況で返せないとか、そういったものに対するすべての保証というのが民法上求められているというものが分かってくるのですが、そうすると単純に保証人を確保するというだけではなく、行政とか民間の団体が保証人を確保すれば済む問題か、というとなかなかそう単純なものではないというのがわかってきました。部会から報告がありました先進的な取り組みで言いますと、秋田のところは、利用会員、会費は数千円ですけども、入会金としては10万円、それだけの補償には求められる、あるいはそれくらい払わないと運営が厳しいというのがあるのかなと思います。あと、先進的な取り組みとして横浜ですが、横浜の場合も保証人制度はあるのですが、その前提として、不動産、〇〇委員からありましたように、協力する不動産から物件を紹介されて初めて保証人制度の利用に至るということで初めに保証人がいるからすべて解決するというものではないようで、制度があるからすべてがうまくいくということではないことが実態としてだんだんわかってきました。国の方でも、保証人に代わる地域移行や地域定着を制度化したので、この制度、居住サポートというのを合わせてやれば良いのではないかなっているのですが、単純に厚生労働省が示している事業だけをやれば、すべてそういった債務負担などを含めた課題が解決できるものではないとだんだんわかってきました。国が示している制度をやれば済むという問題ではないのだというのがわかってきて、この保証人制度に取り組むのが良いのか、それとも保証人制度ではない別な施設整備などで、いわき市としては、そちらを重点的に取り組んだ方が良いのかということで、今回、協議事項の方で課題への提案ということで、協議事項に出させていただきましたので、各部会の各テーマのスケジュールも踏まえて、そこでは難しい面もあると思われるものは、協議事項の中で、課題への提案ということで整理をさせていただいておりますので、そちらの方の時間で、各委員の意見をいただければと思っています。

議 長 はい、ありがとうございました。〇〇委員の方で、親の会、親御さんが親なき後の話がよく出てきた後に、一人暮らしなる人も出てくると思いますが、その時自宅の場合もありますが、そうでない時にこういった問題をどのように親の会として考えていければ良いのか、お願いします。

委 員 高齢の利用者さんもおりますし、親御さんも80歳を過ぎています。隣に作業場があって親が集う場所があります。そこで、課題はいつも生活介護の子供たちが、親が守れなく看られなくなった時にどうすると言われても、できれば最後まで一緒に暮らしたい、これが今の大きな望みですが、いずれ不可能になるのは確かです。本当に母親たちは微々たるものですが、なんとか積み立てをしようということで5、6年前から作業の売り上げなど積み立てを始めました。10人くらいのお母さんの力だけでは難しいですし、手をつなぐ育成会の会員は結構いますが、各施設の親の会も多いので、一つの施設の保護者だけではまとまらないのかなと思います。子供が入所施設に入っているお母さんたちは、私は存じませんという方が多いです。支援の幅が広がって子どもさんを看るという意識が低くなっております。特に小さい頃からいわき市の場合は、保育園でも預かりますし、放課後デイとか、いろいろいっぱいあって、子育てから離れているのかなと思います。将来、お母さんたちは本当に子どもと向き合えるのかなというのが心配です。将来のことよりも今、目の前にぶら下がっている我が子のことで頭がいっぱいです。できれば、不可能かとも思いますが、親と一緒に入りたいというのが今のお母さんたちの望みです。それは不可能に近いことですが、やっぱり夢は大きく持ちたいなと思っております。これは5人や10人のお母さんたちではとても可能ではありませんので、皆さんの力を借りてなんとか進めたいという話の段階です。以上です。

議 長 ありがとうございます。先程、事務局からお話ありまして、この後もう一度出てくるかと思しますので、よろしく申し上げます。地域生活支援部会の方で質問がありました短期入所のアンケート、ニーズ調査のあり方が単に短期入所事業所の実態を聞くだけではなくて、別なアンケート調査があるのではないかという話ですが、地域生活支援部会の方からお願いします。

地域 生活 ニーズ調査については、前年度から必要性というところで議

題として出ました。部会単独でニーズ調査を行うということは、必要性は分かっているのですが、今回できなかったといったところですね。逆に、こういった形でニーズを把握すれば良いのかを全体会議の場で、ご意見をいただきたいと部会の中でも話がありました。

議長 アンケートの仕方で何か提案があれば言ってくださいということですね。何かありますか。

委員 情報を1番知っているところは、相談支援事業所と各地区センダだと思います。受給者証の支給を決定しているわけですから、その辺と連携しながらやっていけば、的確なニーズ調査ができるのではないかと思います。支給決定の量を全て使うという人は殆どいないですよ。その辺のニーズはちょっと難しいところですが、部屋数の部分はある程度見えてくるのではないかなと思います。各事業所によって、いっぱいの際はなかなか難しい時があるのですが、優先的にも結構受け入れているところはあって、常時利用する方は、決まった方が結構多いです。地区保健福祉センターとか事業所がサービス利用計画を作っているわけですから、その辺と連携するのはどうでしょうか。

議長 今のような提案がありましたので、ひとつは数字的にたぶん出てくるのは地区保健福祉センターの方で受給者証を発行して、統計的に、全体で言うとどのくらいのボリュームになるかということですね。それからもう一つは当然その裏返しになると思いますが、相談支援事業所の方で利用計画をどの位立てているかということですね。実際、使う、使わないは別にして、総量としてどの位になるかという調査ができないかということですね。ぜひ参考にして見てください。よろしくをお願いします。

次に、児童デイの話が出たかと思いますが、方法論の話が出ましたから、児童・療育部会の方でお願いします。

児童・療育 児童デイサービスの不足について、4月、5月の2か月間を対象に調査を行いました。調査方法としましては、全事業所に対してペーパーで待機児童について、2か月間ですけども、問い合わせがあつて、受け入れられないとお断りしたケースを全部出していただきました。それをもとに障がい福祉課さんに支給決定されている分と実際に請求が上がってきている分のギャップを数として整理しているところです。おおよそ五分の一から九分の一しか計画に対して使えていないという状況がありま

す。この辺のニーズ整理をしまして、児童・療育部会としましては、年齢の高い子に関して預かりが必要なのか、それとも療育の場がないのか、各地区保健福祉センターの方に遊びの教室のような形の1歳6ヶ月検診や3歳児検診が終わって、観察する教室があります。そこからサポートセンターの方の遊びの教室に紹介したいけれども、空きがない、施設に対しても空きがないのでわざわざ紹介ができないという回答をいただいていますので、その辺は待機児童や断りの件数に反映されないと思います。現在その辺を検討中です。

議 長

ありがとうございました。先程の話の中で早期発見の話が出たかと思います。これはいわき市も大分前からやっていると思います。乳児健診や就学児検診で障がいのある人の発見漏れをなくそうということが一つあるかと思います。それから、今話が出た発見ただけではだめであって、その後、きちっとどうやったら療育体制に乗せるかということ、これは人数と提供する場所の問題があると思うので、この辺も数字がまとまってきてこの位不足しているということが出てくれば各法人等が新規事業に取り組むにしても、参考になってくるのかと思いますので、その辺も一つお願いします。

委 員

調査をするにあたって、どこの地区にどの位不足しているのかというのが見えてこないです。これが明らかになった段階でどの地区に足りないのか、どこに提供できるようなものを作れば良いのかとなります。障害福祉計画では総利用量しか出てきてないのです。どこの地域に足りないのか、それを調査していただきたいです。これは各地区保健福祉センターでわかると思います。その辺を調整していただければと思います。以上です。

議 長
事 務 局

事務局でお願いします。

今意見をいただきましたのは、ショートステイ、児童についてですが、障がい福祉課の方では、毎年、障がい福祉サービス事業を実施している各団体に各年度、3年位の計画について、ヒアリングというのを行っております。各事業所、サービスの流れは、地区保健福祉センターが1番状況がわかるのではないかと思います。障がいの区分やその方が区分に基づいて、どの位サービスを使いたいのか、総量ということでの決定を行っています。実際サービスの利用という段階になりますと計画相談、委託相談、かつ障がい福祉サービスを一体的に行っている

社会福祉法人、NPO法人がございますので、そういった実際サービスの計画や相談など提供しているところが、利用者さん、ご家族と話している中で、その声を今後どのように事業所の事業計画に反映するかということで、ある程度、各事業所、団体に把握しているものを、市としては第4期などの障害福祉計画の進捗に合わせて毎年度ヒアリングをしているということでありまして、今までですと各事業さんはどのような事業を今後展開していきますかということでお話伺っていたのですが、場合によっては今後各事業所さんでは、どの地区で、どこに住んでいる方が、どのようなサービスを使いたい、ちょっと使っていないというような状況を把握して、団体としてどう考えているかという形でヒアリングの内容を増やしていくというのも一つの方法かと考えておりますので、そういったことで自立支援協議会の中で、そうしたやり方も良いのではないかとということであれば、次年度以降の各事業所のヒアリングで、各事業所の利用者の方とか、特に計画や委託相談を一体的に運営している法人さんには、どのような声を聞いていますかということと併せて聞いていこうかなということを考えることはできると思っています。以上です。

議 長

ありがとうございます。今出た考えというのは、資料2とも関連してくるということですね。今話しましたように、まず総量としてどうなのかということ、それから総量は総量として、実際の利用状況はどうなのかということ、また地区別にどうなっているのかということ、各事業所がそれに対してヒアリング等々をやっている中で、ヒアリングもアンケートの中に入れてはどうかということと進めていきたいということで、それぞれの部門で準備の方、よろしくをお願いします。

次は、就労支援部会の方ですが、企業等に対しての広報・啓発ということで、これは、数値目標はもちろんそうですが、障害者計画の方にも入っていますので、どういう状況なのか、就労の専門部会もそうですが、〇〇委員の方から何かありませんか。ハローワークや市の方の商工労政課とどのようにこの啓発活動をやっているかということと、障がい福祉課にも聞きたいと思っておりますので計画に載っているものがどういうふうに進んでいるかということとコメントいただきたいので、よろしくをお願いします。

委員 昨年度よりいわき市商工労政課の方で雇用促進を図るという部分で予算を取りまして就業生活支援センターの方で委託を受けて、企業の見学会、障害者雇用に取り組んでいる企業さん、まだ雇用に取り組んでいない企業に見学していただくということの見学会の開催と、後は障がいを持った方の特性理解に努めていただきたいということで昨年セミナー開催の案内を企業さんに出しまして、開催いたしました。これは委託の中ではないのですが、商工労政課さんの方で企業さんの表彰制度を設けて、障がい者雇用に取り組んでいるいわき市内の企業に表彰をするということを昨年度から始めて、本年度も実施する形となっております。

議長 ありがとうございます。そういえば2、3日前に企業見学会がありましたね。

委員 そうですね。もともと毎年、職親会さんの方で企業見学会を実施していました。リンクするということで今回は合同開催という形で拡大した見学会を昨日行いました。

議長 どうやって企業のPRや啓発をやっているかということについて、就労支援部会の方で何かコメントありますか。

就労 第2回の就労支援部会の時に、商工労政課さんとハローワークさんと職親会さんを交えながら、それらを整理していこうという話をしました。都合上商工労政課さんだけでしたので、日を改めて、その辺を整理するということで進めていきたいと考えております。

議長 ありがとうございます。本日、行政の方で商工労政課の方はお見えになってないのですが、企業啓発について、商工労政課と障がい福祉課でやり取りしたということはあるですか。

事務局 企業の啓発ということで毎年障がい者雇用の月間ということでやっています。あとは昨日ですが、職親会さんと職親会に加入している事業所の見学会ということで、市の障がい福祉課でチャレンジ雇用ということでやっているところに20名弱の方が見学に来られまして、障がい者雇用などの実態を見学に見えてらっしゃいます。平成25年から、ちょうど第4次障がい者計画策定時以降に各障がい団体、職親会の方と意見交換会を実施しまして、特に職親会からの要望が単に福祉サービスだけではない意見なども出ていますので、今のところ障がい福祉課が窓口になって、商工労政課や関係する課に情報提供して、意見交換

を重ねているという状況であります。

議長 ありがとうございます。では、戻ります。短いコメントで構いませんので、6月の第1回目よきの各部会に〇〇委員から意見があつたことについて、地域移行支援部会から何かありますか。

地域 移行 第1回よきのとき地域移行に関しては、必ず全部が同じというか、セットになってくるので、保証人の制度から最初にやっていたいということ、そういった順番だてでやっていると状況です。

議長 長 それでは地域生活支援部会はありますか。

地域 生活 ヘルパー不足のところでお話があつたと記憶しています。9月24日初回のヘルパー不足の検討を行ったところ、ヘルパー不足については、実態の把握等で今年度いっぱい位かかってしまうかなという見込みではあります。

議長 長 引き続き、調査等々よろしくお願ひします。児童・療育支援部会お願ひします。

児童 療育 短期入所に関しましては、まだ課題に入っていないので、今後検討する予定になっております。質の担保を確保してほしいというお話だつたと思いますが、各事業所に質の担保がされてないというところの基準が分かりませんので、その辺は各事業所の企業努力となるとお願ひします。

議長 長 就労支援部会お願ひします。

就労 支援 就労支援部会では、先ほど商工労政課などを交えながら企業の雇用促進に向けた取り組みを推進していきたいと思つております。

議長 長 ありがとうございます。地域移行支援部会に質問したいのですが、行政の方にも質問したいのですが、長期入院者の地域移行は、どれ位の人数を考へているのですかということと、もうひとつは7つの病院で積極的なところとそうでないところがあるというのですが、7つの病院に対して地域移行に対して行政的にはどういふ働きかけをしているのかなということをお聞ひしたいです。地域移行支援部会では何人位長期入院者から地域に移行と捉えているのですか。

地域 移行 具体的な人数というものは、地域移行支援部会としては決めてはないのですが、地域移行では市だけではなく、県の方がメインで地域移行についてはやっています。今、県の方から病院

に働きかけをしているところであると思います。市の方で働きかけるといことはちょっと分からないですが、地域移行については県の方がメインになると思っています。

議 長

ありがとうございました。県の方からもいわき市内では何人という数字は出ていないということで良いですか。

地域 移行
議 長
事 務 局

目標というのはい出ていないです。

わかりました。行政からお願いします。

第4期障害福祉計画策定をしていますが、この部分は県の部分ということで目標からは、おいていないというのが実態です。去年協議会でも報告させていただいたと思いますが、県の方で各医療機関に地域移行希望している方、ある程度社会的にいると思われる方々について、6医療機関に対し調査し、1年以上の入院患者年齢別で、医療機関の方で地域移行の対象になるだろうという形の数が105名という数字が出ております。数については、県ということもありますが、議長から出ましたどのような行政の取り組みを考えているかという点につきましても、後ほど協議事項の方で少し触れさせていただいているので、そちらの方で説明させていただければと思います。

議 長

はい、お願いします。なぜ私も聞いたかといいますと、確かに精神障がいについては県の方が中心だとは思いますが、実際受け入れるのは、いわきの事業所ですね。そこでどういうふうに動き方をしているのか、県の方の状況なども、県の自立支援協議会があるかと思うので、その辺の状況も資料としてでも構いませんので、全体会議の場に提供していただければありがたいなと思い、質問しました。一旦ここで専門部会における平成27年度の取り組みについては、終わらせていただきます。次に（3）の障害福祉計画の進捗状況について、資料2の説明を事務局でお願いします。

事 務 局
議 長

（資料に基づいて説明）

今の（3）の障害福祉計画の進捗状況、ご説明ありましたように第3期の平成26年度の実施時期までということで一つ一つ載っていますのでご覧くださいという話、それからもう一つは障害福祉サービス事業所等における事業計画等についてということでお話いただきました。この件について、ご質問等あればお願いいたします。

委 員

就労移行が今後かなり利用が増えるだろうと思います。直 B

が廃止という方向で動いています。そうすると、以前に立てた数字が全部間に合わなくなってくるだろうと思われます。この実績を見ると、やはりオーバーしているのもあるし、かなり少なくなっているところもあるので、その辺をできるだけ数値を精査していただければと思います。以上です。

議 長 ありがとうございます。では、〇〇委員お願いします。
委 員 第4期の中間報告は、数値目標の平成27年度の計画は、変更した数字を載せているわけではないですよ。そこを確認したかったのと、第4期の計画と若干数字がずれているところがあるので、こちらはどうなっているのだろうと思ひまして、このところ説明していただけますか。

議 長 具体的にどこがずれていますか。
事 務 局 説明が不足していたので誤解を招いたのかもしれませんが、資料3につきましては、単位として各事業所の計画や現状の定員と想定の数値でして、ただ、第4期障害福祉計画の場合は、単位は利用者数ということなので利用者数と定員と単位が違うので、その辺は数字の違いというのがありますので、補足説明させていただきます。

議 長 計画は計画で出ている数字をそのまま引き継いで、これは改めてヒアリングをやったときの数字が出てきているので、違いができていくということによろしいですか。

事 務 局 現状が各事業所の計画で出ている数字を積み上げるとこの数字になるということでご理解ください。

議 長 ここに書いてある第4期障害者福祉計画目標値とは、異なりますというのそういう意味ということですね。

事 務 局 そうです。

議 長 〇〇委員よろしいですか。それとも別な意味でいっているのですか。この回答でよろしいですね。

委 員 先ほど〇〇委員からも出たと思うんですが、今のご説明で意味はわかったのですが、いわゆる今までの実績と27年度の数値がこれでいいのかというのがあったものですから、そうすると計画そのものが本当にそれでいいのかというところを検討すべきではないのかなと考えました。何箇所かこちらの資料3と資料2では若干乖離がある数字が出てきています。今のご説明で乖離性の意味は分かりました。利用者の数がこれからどのくらい必要性があるのか、それを見越しながら計画を立てないと

予算関連とも繋がっていくのではないかと思います。ですからその辺を見越しながらご検討いただければありがたいと思います。

議長 第2と第3と関連して、他の方ご質問ありますか。よろしいですか。松崎委員が言いたいことは、第4期障害福祉計画が策定されていて27、28、29年度数値目標が出ている、今進んでいる、事業の計画について調査をして、なお且つ就労移行等が増えていくだろう、そうすると第4期計画の数字そのものを見直しを行うのかと簡単に言ってしまうとそういうことなのかなと思います。そういう意味で言っているということで良いですか。

委員 障害福祉計画を作るときにいろいろ議論をさせていただいた経緯がありますが、世の中の変動がいろいろたくさんあって、その時々に合わせて数値は変えますよというご答弁をいただきました。そうすると、それに従ってどういうふうにしていくのですかということです。法律の改正などありますよね。現在障害者総合支援法の3年後の見直しが、今論点整理がされて、各団体からヒアリング等々出されてきています。それに従って来年の通常国会で色々な法案が出てくると思います。そうするとその法案に従ってどういうふうにしていくのですかということになっていくと思われ。適宜に変更はかけますというご返答をいただきましたので、ご検討いただければありがたいと思います。

議長 ○○委員からあったように見直しをどこでという形で、やるとすればどこでやるのか、この場でやるようになると思いますが、それが一つと、もう一つは第4期は第4期の数字のままでいって実績としてこの項目については120%になってもいい、予算措置は当然行政の方で行うという形なのかということです。その辺を行政の方で、考えをお願いできればと思います。

事務局 特に就労移行Aというお話が出ましたが、就労移行Aが増えるのは今年度から就労継続利用される方については、まず就労移行をとということがありましたので、その辺は勘案しております。定員と利用の時期にかえりがある、例えば定員×12か月が満杯なのか、定員は5だが日程調整、月をずらせば定員の範囲内に収まるという数字の調整があり得るのが一つございます。また、法の施行後、数年が経ち、国の方で検討がなされています。

すが、当然、計画は各自治体でつくることになっていますが、国の大元の考えが変われば当然市町村も国がこうやっていいよという見直しがかかれば、当然検討することがあるかと思えますので、それは第4期計画策定の時に昨年度中も状況の変化に応じて、その時は自立支援協議会で検討を図るという仕組みになっていると思います。法そのものが、第4期計画の数が条件ということではなくて、状況によっては、その時の数の見直しにあたっては、昨年度の計画の協議の時にもお諮りしたと思いますが、例えば、計画が100というときに120の案が出てきた、この20の部分に対して、この協議会で出ていますエリアとしても、それなりの数が決まっているところにさらに20足したいということがあるときにそれを良しとするべきか、それとも20を超えるのであればそのサービスが不足しているというところであれば、20の計画を超えるところは良いのではないかというような、単純に数の点だけではなくて、その数を超える計画ができた時に、サービスがある程度ある地域に良しとするべきか、足りないところにやるのであれば、サービスが足りないと思われるところに付け加えるべきかというのも踏まえて、この協議会などで検討いただければと事務局では考えております。

議
委

長
員

エリアの問題ですね。その他よろしいですか。

今、事務局の意見を踏まえまして、今の報告事項で言いますと11ページの相談支援のあたりが顕著ですが、数字を満たせば良いのか、それとも足りないところに足せば良いのかということがありましたけれども、全てにおいては傾向という形で大きく上回っていますとか下回っていますとかというのは載っていますけれども、分析という形が必要なのではないかと思います。計画相談支援でいえば、達成率が203%で素晴らしい達成率だということになりますけれども、これは相談支援事業所または相談支援員にかなり負担がかかっている、無理がかかっていると分析すると見方もでき、だいぶ変わってきますし、地域移行支援・地域定着支援は達成率が少ないですけれども、ニーズが少ないと見てしまえばそうなってしまいますが、決してそうではなくて利用できる環境が整っていないとするとまた見方が変わってきますので、傾向のみならず、部会等々を通じて、データについて分析したうえで、全体会議でどうするかと持ってきてもらえるとうれしいと思います。

議 長 はい。ありがとうございます。部会の方に宿題が出たかと思
いますのでよろしくお願ひします。後はよろしいですか。事業
計画の数字が出てますが、この数字はコメントにあるように目
標値とは異なりますというのですが、この調整はどこかでやる
んですか。それがわからないので、実際、事業所や法人が進め
ていくと今までの目標と異なってきます。そこをどこかで調整
するのかっていうのが一つと、先ほど報告いただきましたよう
に、今年度の数値目標の報告は、全体会議であるということ
でした。その時に数値目標がある障害福祉計画の進捗状況と、も
う一つは今ちょうど中間年にあたるかと思いますが、障がい者
計画の進捗状況も合わせて事務局の方で報告していただきたい
と思います。それがないとチェックができないでそのままいつ
てしまいますので一つよろしくお願ひいたします。では武山課
長お願ひします。

事 務 局 3つのうちの一番最後の障がい者計画の進捗状況は、これか
各課に照会して取りまとめますので、3回目か4回目にご報告
する予定となっております。あと、この資料3の説明がちょっ
と足りなかったのかもしれないですけども、この資料につき
ましては、現在、障害福祉サービス事業などを行っている各事
業所の計画・お考えを全て積み上げた物です。各法人さんもそ
れぞれやりたいなと思う計画もあります。まだ未確定の計画の
計画というものもあるでしょうし、ある程度事業の担保が整っ
たのでやりたいですというものもあるでしょうし、場合によっ
ては、特定の補助金が付けばやりたいなということで、この数
字自体も流動的であると行政の方では判断しておりますが、こ
の資料には、そこまではどの法人がどうかということまで書き
込めないものですから、そういったものは市の方でも調整させ
ていただきたいと思っております。あと、第4期の平成27年度
の進捗状況につきましては、正直まだ半年間ということで平成
27年度の進捗について、判断するには正直時間が早すぎるかな
と思っておりますので、これについては事務局側では平成28年度
になってからの報告が良いのではないかと考えているところで
す。

議 長 以上で報告事項の方を終わりたいと思いますがよろしいです
か。続きまして、協議事項にいきたいと思ひます。資料4(1)
基幹相談支援センター設置に伴う検討を要する事項について、

お願いします。

事務局 今回3つ検討事項がございます。1つが資料4の基幹相談支援センター設置に伴う検討事項です。2つ目が前段の各部会などの時に事務局でも説明させていただきました自立支援協議会における課題への事務局側からの提案というものをまとめたものが資料5です。それに関わるものとして厚生労働省令の改正等に伴う条例の改正というものが資料6となっております。話の流れから言いますと、資料4基幹相談支援センターの前に、資料5自立支援協議会における課題への事務局側からの提案の方から始めさせて頂ければと思うのですが、いかがでしょうか。

議長 その方がスムーズにいくかと思しますのでよろしく申し上げます。

事務局 本日お配りしました資料5の方からの説明から始めさせて頂きます。

(資料に基づいて説明)

さらに資料4の方にも続けて説明させて頂きます。

(資料に基づいて説明)

議長 今回の事務局の方から協議事項の(1)と(2)について説明いただきました。事務局の方からも話があったとおり、今日で全部決めるわけではございませんので、事前にこれをお読みになってこられたと思しますので、残り時間はあまりありませんが、疑問に思っていること、質問しておきたいこと、確かめておきたいこと、そういったものがあればそれぞれ話していただいて、それに一つ一つ答えるっていうわけではなくて、まずどんなことが気になったか、例えば私は基幹相談支援センターは基幹相談支援のことだけ考えるのではなくて、他の相談も全部含めて、いわき市内の相談体制をこうしたらよいのではないか、その辺を検討してくれないかといった意見などが出てくると思っています。それともう一つ、気になるのが、課題への提案、資料5の方の2ページの(1)の5つあるマルポチで身体障がい者対応物件の不足、共同生活、いわゆるグループホームですよね。グループホームで身体障がい者対応物件の不足というのがあるんですが、身体障がいの人たち、団体の人たちは、勝手なことを言うとグループホームを望んでいるのでしょうか。ぜひ意見を聞かせていただければと思います。

委員 今、私たちが言うところの障がい者の立場で会議に臨んでお

りますけれども、知的障がい者の話が多くてほとんど話に着いていけないというか、着いていくのがやっとなのが現状です。今課題に挙がりました問題・提案については興味深いというか、ぜひ検討していただきたいものがたくさんあります。その中で就労の問題なんです、私は難病ではないのですが、難病団体の協議会がありまして、その中で話題に出てくるのが、難病患者であつても身体障害者手帳がない、それに難病患者自らの問題があつて、顔写真が撮られてそれを添付するのが嫌で断って結局流れてしまつて、就労するにもハローワーク等に相談してもらつても、障がい者の雇用枠に入れてもらえないというのが現状としてあつて、この前の東北6県の会議でもだいぶそのような話がありました。それから、私たちの住宅問題ですが、内部障がい者の方で結構若いうちから長期入院している患者ですとか長期療養している人が多いです。退院、退所せざるを得なくなった場合、どこに行ったらいいのかという問題。また、高齢でしかも通院も自分でできない問題があつて、今県議会にも療養施設併設型の生活の拠点の場を作つてほしいという要望を出しています。グループホームみたいなものが、介護保険が適用され、使えるものがあれば、大変ありがたい話です。それからあと一つ注文ですが、私たち地域医療対策とか移植の関係でやっているのですが、市に要望しても県の事業だということではなかなか力を入れてもらえないので、先程も話が出ましたが、実際に運用するのとか行動をおこすのは市でありますから、県の予算をフル活用して、ぜひとも県の事業ということであつても、力を入れて頑張つてほしいと思います。以上です。

- 議長 はい。ありがとうございます。〇〇委員、何か同じ事でコメントあればお願いしたいなと思います。
- 委員 お勉強させてもらっているような状態で、身体障がい者が直接関わるような案はあまり少ないもので、先ほど会長さんが質問で言われました身体障がい者の割合がどれぐらいいるのかということの答えをお聞きしたいです。
- 議長 今のお話はすぐに答えが出る数字で出てきますか。身体障がいの方がどれぐらいいるのかというお話だったんですけれども。
- 事務局 市障害福祉サービスの中のグループホームの中で身体障がいの方ということですが、グループホームとケアホームが一体化する前のケアホーム利用の方が身体障害者手帳をもつていらつ

しゃるかと思うのが一つと、課題として出させていただいたのが、特に重度の障がい者、重度身体障がい者の方でも絶対的な数は少ないですけれども、そうした方が施設入所しているところを出て地域で生活したいとか、少ないながらもニーズがあるものについて、障がいの場合で難しいのが、数が多いものを優先すべきか、少ない要望だとしてもこの方はこれがないと生活できないのであればそうしたところを行政として優先すべきかといった課題として、今回、特に身体障がいの場合ですと肢体とか視覚とか色々障がいの範囲は広いのですが、特に今回、身体障がいの重度の肢体不自由、場合によっては重症の方で地域で例えば重度訪問介護を使いながら生活したいという方、少数の方であってもそういったニーズを優先すべきかどうか一つです。

議 長 もし、障がい福祉課の方で先ほどのグループホームの中で身体障がいということで人数がわかったら、後でお願いします。

事 務 局 わかりました。

議 長 6 ページのところに地域活動支援センターの中に聴覚障がい者団体や親の会も含めた地域で活動できる場づくりの支援と書いてありますが、〇〇委員何かありますか。

石井 委員 別のことを申し上げてもよろしいですか。いわき市医師会の市民講座が1年に1回開催されております。手話通訳さんが立つようになったのも多分昭和56年頃からで、手話通訳さんが立って聴力障がい者が健康に対する知識を学んでいきました。ところが、平成27年度医師会の会議の中で聴覚障がい者が難しい言葉をはたして理解できるのかということに気がつきました。悲しくなりました。それでは人の命を預かる方々がそのような考え方を持っていないのかどうか疑問に思うのです。私たちは聞こえないので手話通訳さんを介入してもらえる情報を得なければならぬ立場でありますので、いつしか医師会の方に通訳さんの必要性をお話していただけないでしょうか。私たち医師会の方にお願ひするつもりであります。

議 長 お医者さんに難しい言葉を聴覚障害者の方がわかるのかという話がでてきたということによろしいのですか。

委 員 公開市民講座というものがあります。その時に手話通訳の方がいなくて、今までは医者の方の言葉を通訳さんが理解して、伝えてくれていました。

手話 通訳 医療フォーラムというのが1年に1回あるのですが、今年に限って通訳を付けないということが実行委員会の中で決まったということで、実際、今年の医療フォーラムには付いていない。

議長 医療フォーラムというのは医師会が独自でやってる医療フォーラムですか。

手話 通訳 医師会、病院協議会、消防本部、いわき市も共催になっているかと思います。

議長 来年4月から障害者差別解消法がスタートするのに、今時そういう考えで設定しないというのがわからないですね、私にとっては、むしろ、手話通訳だけではなくて、音訳などもむしろ積極的に医師会とか病院協議会が取り入れてやっていくのが筋ではないかと思って今聞きました。

事務局 先ほどの理由であるとするならば、理由にならないと感じましたので、確認してみます。確かに医療フォーラムは医師会、それから病院協議会、地域医療対策室も関係していますので、確認したうえで、報告したいと思います。

議長 虐待防止法も差別解消法もそうですが、事業所の人達、医療関係、学校関係もそれから行政の方も対応マニュアルが多分できてくるのだと思います。そうしていかないといけない時代に、一時代二時代前に戻ったような話を聞いた感じがします。それでは、資料5、6について意見ををお願いしたいと思います。

委員 疑問点があったので、そこだけあとで時間がないのでお聞きできればいいのですが、いわき市の自立支援協議会の組織体系において、今回行政の方からいろんな提案が出て、とてもいい提案も含まれていて、良いと感じたところなんですけど、自立支援協議会の体系では、専門部会があって、そこで協議して、運営会議に挙げて、それをもって全体会議に挙げてくるのかと個人的には思っていたのですが、この提案において専門部会できちんとわかっていたのかが疑問なところと、今回、専門部会に挙がっていないような提案事項であったりだとか、過去のことなのかなと思われる部分も入っていたのですが、討議していないような事項もあったのでその辺の擦り合わせとか、自立支援協議会のあり方として、どうだろうと思ったところでもあります。とても良い提案であるので、専門部会の中で担当の行政の方もいるので、その方からもいろんなご意見をいただければ、きっと専門部会の委員の方々も、とても力になると思うのですが、

そこら辺がどうなのだろうと疑問に思ったところです。

議長 はい、わかりました。ありがとうございます。その他ご意見ある方。

委員 今回協議事項を（１）（２）は、かなり重い課題だろうと思います。この辺は方向付けを決めるにあたっては慎重に決めなくてはいけないと思います。そういう意味で、この重い課題をどうやって片付けて行くか、これが一番大きなテーマだと思います。特に課題２の方は広い分野にわたって出ています。今、いわき地区障がい者連絡協議会でも、いわき市との懇談会のために各法人事業所からも色々とアンケートをとっております。それで、今、会長の方でまとめておりまして、この前協議をして、どこをどういうふうにするかという協議を持ったところがあるので、その辺を会長の方で、後日いわき市さんとすり合わせするといったお話を聞いたことがあるので、その辺も合わせてこの課題（２）に持ち上げていただけたらと思います。

議長 ○○委員の方でコメントをお願いします。

委員 ○○委員がおっしゃったように、いわき市との懇談会に向かまして、障連協の方と手をつなぐ育成会の方と意見のすり合わせを行っております。基幹相談支援センターのことについても再度意見要望という形で、今後も連携して相談していきたいと思っております。今後、基幹相談支援センターですけれども、協議事項として例えば設置方法はどうか、市による設置運営なのか委託なのか、あと設置場所はどこいいのかということもありますけれども、これに対するメリットデメリットを○○委員がおっしゃったように、丁寧に検証していかなくてはいけないことで、例えば公共の施設なり市役所の中、保健福祉センター内にあれば相談が一番来やすいところで早いうちから相談を拾い上げることが出来るとか、常勤専従がいればそれだけ丁寧に対応ができるとかメリットとデメリットと両方を考えていかなければいけないので、これだけだとちょっと協議するのは物足りないかなと、それについては我々の団体もそうですし、一緒になって協議していきたいと思っております。また、先ほど○○委員がおっしゃったことですが、私も同じことを考えておりまして、前回も似たような意見を言わせてもらいましたが、運営会議、各専門部会のあり方ということで、それぞれが独自に地域の課題について協議して検証を行ったりして、それが毎回報告事項

として挙がってきていますが、今回、市・行政側からの提案というのが素晴らしいもので、これがモデルになっていくのかと思います。部会の方でそれぞれ課題について、本当に一生懸命時間のない中、皆さんやったださっているのです、一生懸命課題をもんだうえで、市の役割としてこういうことできるのではないか、これは事業所の役割ではないか、自立支援協議会としてこれをどう決定付けていくのかということになります。会長の新妻さんもおっしゃったように、例えば地域移行の方で保証人制度についてじゃあ原案を出してくださいと、それについてこちらで意思決定しますという提案がありましたけれども、まさに部会の方から報告事項だけではなく、提案・提言として出していただくと全体会議もより活性化するのかと思いました。あと、もう一点、協議事項のグループホームについてですが、特に親からの要望があるとか、あと新妻会長の方からも話ありましたけれども身体障がいある方は本当にそれを望んでいるんですかということありましたが、グループホームについてはご本人様の意思決定というのがどうしても外せない、親と一緒に住みたいと思っても子どもは住みたくないと思っているかもしれない。その辺もちょっと考えてから、意思決定というものも合わせて考えていかなければいけないと思いました。以上です。

議長 色々な意見が出ました。先ほど〇〇委員の方からも自立支援協議会、全体会議、運営会議、専門部会のあり方についての話もありました。今、〇〇委員の方からも、例えば資料5の平成27年度市地域自立支援協議会における課題への提案の話もありました。資料5が運営会議の方から出ればいいということなのかと。例えば、専門部会の方で色々話をして原案的なものが出てきて、それを運営会議の中で協議して、全体会議に平成27年度の地域自立支援協議会における課題への提案でこういうことを私たちは検討したから提案しますかとなると、もう少し自立支援協議会と行政がせつかく自立支援協議会というのを立ち上げているので、議論もスムーズになっていくのかと思います。行政が提案したから、悪いという訳ではありません。

委員 もちろん行政からもいただきたいですし、部会の方からも挙がってくるとより活性化すると思います。

議長 本当に重要な良い意見だったと思います。あとその他何かありますか。

委員 保証制度について一点だけお聞きします。冒頭でも福島県居住支援協議会の話が出たと思うのですが、7月の新聞記事では来年早々に保証制度が始まるような感じだったのですが、直近で確認したところ個々に相談対応もできるような話もしておりました。例えば家賃5万円以下ですと300円程度の保証金で保証を受けられるような話をしておりましたので、今の現状を再確認していただきたいのと、あと居住支援協議会の構成メンバーには不動産関係団体だったり、居住支援団体もあるのですが、実は各市町村ということでいわき市ももちろん参画しているような感じですが、おそらく住宅部門が参画していると思いますので、その住宅部門との情報共有や連携を図りながら、保証制度を進めていただけたらと思います。

議長 福島県の今の協議会の中に、いわき市も入っているということですか。

委員 構成団体の中に一応市町村ということになっております。

議長 市町村って入っていて、その市町村の中にいわき市も入っているということでしょうか。

事務局 市と言いましても、いろいろな部署があるわけですし、こちらが聞いたところでは住宅課、土木課とかそういった関係が入っているのか入ることになるのか、そのあたりは不確定です。この協議会は、もともとあるような組織や課が役割として、部会の方からの説明があったり、主体的に保証人制度を良いものにしていくというよりは、関係する不動産のネットワークとかそういった保証に関わる物件を紹介する団体に不動産会社に加入を勧めるとか、ここの場で協議されている課題をすぐに解決できるようなものとは見ている限りちょっと違うのかなといった印象です。ただ新聞記事の一面に載るようなものですので、さらに部会や障がい福祉課で情報などを入手して、入手したものを全体会議に提供できればと思っています。

議長 市営住宅に障がい者が入る時は保証人が必要なのですか

事務局 公営住宅の場合、県も市も保証人ということで色んな場を活用して聞いてはいますが、この考えは従来どおりとなっております。

議長 今、別の資料を読んでいるんですけども、必ずしも全国の市町村均一ではないようです。また、前から本当に検討していかなければならないことが本当に色々とあると思います。意見

だけでも、その他の方で、お願いします。

委員

先ほど各団体の皆様方から色々なお話があつて、議長が受けたり、事務局が受けたという形になりましたけれど、まさにそれが基幹相談支援センターのようなイメージなのかと思います。それで難病の話も出ましたが、総合的な相談業務としまして、身体、知的、精神の方の相談を受け付けていますけれども、そこにやはり検討していくうえで、難病の方も入れていく必要があるのではないかと感じました。

議長
事務局

事務局の方でお願いします。

事務局側からの課題への提案ということで整理させていただいた資料について、こちらの方で調整不足があつたかもしれませんが、ここ数年、部会とか運営会議での論議や各団体とかからの色々な要望などについて、このような形で整理することが出来るのではないかということでもとめたものです。部会を飛び越えてですとか、運営会議を飛び越えてというよりは、運営会議に従事していただいている方は、所属している団体の決定権を持っている方というよりは、色々な現場の声を反映させていただく立場ということなので、それを踏まえて、事業を運営していただく立場の方にもわかっていただければ、ということでもとめたものです。今回の提案につきましては、この場だけではなくて、各委員の方が所属しています団体、推薦頂いている母体の団体、自分が所属しているところでどんなことができるのか、こんなことができるのではないかという視点から持ちかけていただいて、所属している団体で協議などをしていただければ、叩き台としていただければとは思っているものです。この場で終わりというものではなくて、各所属している団体で御検討いただければと思います。

議長

私たち委員が私たちだけで話しているのではなく、各団体がそれぞれあるかと思います。一つの団体もあるし、例えば鈴木委員のように障連協という団体も後ろに控えているところもありますし、身体障がい関係でもそれぞれの団体のところがあるかと思いますので、ぜひ持ち帰って今日の特に後半の部分はこれから協議していくところで、それぞれの団体とかで話し合つて、そのためには情報をそれぞれの団体の中でも流していただいて、団体としてどのように考えるか、私たちはこのようにしていこうとか、そういうことで次回の第3回の協議会を進めて

いきたいなと思います。(3) 厚生労働省令の改正等に伴う条例の改正ということで資料6がありますので事務局の方でよろしくをお願いします。

事務局 こちらにつきましては、課題の方で投げかけさせていただきました長期入院の精神の方の病院の中に、経過的措置としてグループホーム設けることについて良しとした規則・条例の改正が良いのか、いわき市は今回見送ったわけですし、資料にありますように県はほとんど改正をしているのですが、中核市レベルですと、郡山市は見直したようですが、いわき市をはじめそれ以外の四割近くは見送りとしております。そういうことで今回、市の方から提案させていただいた精神科病棟の地域移行もなかなか進まない中で、例えば提案させていただいたのが勉強会などを通じてやりたいということがあれば行政として見直すべきなのか、それとも当面はグループホームの趣旨からするとちょっと違うので見送って良いのではないかと各団体からのご意見いただければと思っの市が提案させていただいた次第です。

議長 資料6の改正に伴う市の条例改正についてですが、資料にありますように、今、いわき市の方では改正しないということまで考えているが、どうでしょうかということです。ご意見を皆さんの方であればお願いします。

事務局 今回ということではなく、次回以降、今年度中にいただければと思っています。

議長 わかりました。市の条例を改正してもらいたいと思ったときにはどういう手続きを踏めばよろしいか教えていただけますか。

事務局 条例ですと、基本、国の改正に伴った部分のもので、市独自といいますとそれなりに根拠が必要となりますので、それはどんなものかという内容によります。ちゃんと他方を含めた整合性が図られているものなのかどうかという点検が必要になるかと思っます。法に根拠がないものとか、法に規程がないものの改正はできないということになっております。

議長 もちろんだと思うのですが、平成25年4月にいわき市が条例を作ったと思うのですが、入所施設の個室が一部屋が4人以下という表現が国でなっていて、これが福島県の条例、いわき市の条例を作る時にもそのまま来ております。その時に、今回はとりあえず条例を作るので、そのまま、この次の見直しの時

に、今時、大人の人が4人というのも人権の問題が出てくるだろうから、例えば2人部屋ぐらいにしないとおかしいんじゃないですかという、当時やりとりをさせていただいた経過があったものですから、条例改正に向けては、どういう手順を踏めば良いのかなと思って今質問しましたので、後でまた教えていただきたいと思います。協議事項まで終了しましたが、その他よろしいですか。無ければ、これで議長の席を退かせていただきます。ありがとうございました。

事務局 新妻会長ありがとうございました。以上を持ちまして、第2回いわき市地域自立支援協議会を終了いたします。

IV 閉会